

2023年5月1日

学生の皆さんへ

理事（教育担当）

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」となるに伴い、同日以降の本学対応については、次のとおり変更となります。

今後の感染状況によって、国や県から感染拡大防止を強化する措置が講じられた場合は、変更する場合があります。

## 記

### 【大学への登学等について】

新型コロナウイルスに罹患した場合の登学等は以下の通りとします。

- ・発症の翌日から5日間は登学しないこととし、外出を控える
- ・症状が軽快した後1日を経過するまでは登学しないこととし、外出を控え様子を見る
- ・感染後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用し、高齢者などとの接触は控える（参考）「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」

（令和5年4月28日）

[https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_ope01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf)

感染症法上の位置づけ変更後の療養について（令和5年4月14日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。

### 【大学への連絡について】

大学への連絡は、感染状況把握のため当面継続するものとし、新型コロナウイルスに罹患した場合のみに限定されます。

（連絡先）和歌山大学教育サポートシステム（学内専用）HOME画面の

Forms【新型コロナウイルス感染症に関する報告について】から入力

明らかな風邪症状がある場合は、医療機関等で検査を受けるよう願います。

体調不良や心配な症状がみられる時は登学を控え、下記にご相談願います。

- ・体調等について キャンパスライフ・健康支援センター
- ・授業について 所属学部等係

### 【授業の配慮について】

授業の配慮は、「和歌山大学学生の特別な事由による欠席の取扱いに関する要項」により取り扱います。

また、次の場合は配慮の対象となります。

- ・ワクチン接種後の副反応などによる体調不良
- ただし、ワクチン接種は配慮の対象外となります。

### 【授業実施・感染対策について】

「三密の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」「咳エチケット」等の基本的な感染対策を講じた上で、対面での授業実施を原則とし、高い教育効果が見込まれる場合や、授業運用上必要と認められる場合のオンライン授業を継続します。

学生同士や教員との様々な交流が重要と考え、教室は通常定員での運用としています。

マスク着用は、引続き個人の判断に委ねることを基本とします。

また、以下の場合のマスク着用の推奨も継続します。

- (1) 自身、家族などの同居人、に罹患が疑われる場合
- (2) 混雑している場所、公共交通機関等を利用する場合
- (3) 医療機関・高齢者福祉施設等を訪問する場合
- (4) 教育研究活動の形態・実施に関してマスク着用の要請がある場合